KSKQ(あいえるらくがき帳 No.224)第三種郵便物承認　通巻第 10464 号　2023 年 3 月 21 日発行(1)

【KSKQ】 2023年3月号 No.224

あいえるらくがき帳

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・5・6・8の日）発行

ウィルの活動☆我が町探索！
近くに新しくできたポップコーン屋さんに突撃取材をしましたぁ♪
詳しくはブログを見てください！

もくじ

〇障害者は殺されてもよい存在なのか？！(障害者のついーと)
——当事者スタッフのコラムです
〇～「支援」私たちの役割～(支援？介助？)
——法人で実施している支援の会議について紹介します
〇バリアフリー法とまちづくり条例(制度のア・レ・コ・レ)
——バリアフリー法や大阪府の条例について紹介します

https://aiel.or.jp

あいえる協会
公式サイトはこちら

☘☘☘障害者のついーと☘☘☘

不妊手術、出生前診断、トリアージ…
障害者は殺されてもよい存在なのか?!

国として『優生保護法は違法』だと宣言されたにも関わらず、『障害者はあってはならない存在』として 19 名が殺された相模原事件に続き、昨年末、北海道で虐待事件が明らかになりました。

『あすなろ福祉会』という大きな団体が運営するグループホームで、知的障害者の入居者が同棲や結婚を希望した場合、避妊リングの装着やパイプカットを強要され、もし断った場合、グループホームから出て行くように言われていたそうです。約 20 年の間に、8 組 16 人のカップルが、実際に手術を受けたそうです。そして、当の法人の理事長は、『親や家族も同席してもらって説明し、納得してもらっている』とぬけぬけと言っているのです。『グループホームでは子供のことまで責任持てないし、支援できない』と言われたら、親や家族は帰ってこられても面倒見切れない現実があり、当事者は生きていく場がなくなり不妊手術を受けざるをえないのです。『障害者も子供を産み育てる権利が、健常者と同じようにあるのだ』というあたり前の人権意識が『あすなろ福祉会』にはないのです。

そして、何よりも恐ろしいことは、こうした理事長の主張に賛意を示す社会が存在していることです。『障害者は子どもを産んではいけない』から避妊手術させる、すべての妊婦に広げる新型出生前診断、コロナ禍でみられた非常時でのトリアージ（命の選別）そして戦争・・・。『障害者の命を危うくする』事態が進んでいます。だからこそ、障害者の声を社会に届け、平和な社会のあり方を当事者も含めて考えていきたいものです。

文責：岸田

ホームページのブログへ続きます！

☘☘☘支援？仆助？☘☘☘

～「支援」私たちの役割～

法人全体で、支援について考え、深め、向上できることを目指して、月に 1 回「ツキイチ」という会議を 2021 年度から行ってきました。法人の支援の会議って、資料作りに追われ、何か聞かれる、言われる・・・あまり出たくない。そんなイメージが、残念ながらありました(^-^;　支援って重たい、しんどい・・・そんなことはない！もっとみんなが、「知りたい！聞きたい！学びたい！伝えたい！」と思えて、その中で私たちの役割（支援者としての）を再確認できる場を作っていきたい。わくわくできる場にしたい☆そんな思いから、当時の職員支援チームで考えました。

ツキイチとは、月に 1 回～掘り下げの視点をベースに、

①当事者の声、話を聞き、当事者から学ぶ場（モニタリング）
②本人を中心に関わる人全員がチームとして支援について考える場（ケース会議）
③支援について学ぶ場（障害特性の理解や取り組み）
④自分たちがこれまで取り組んできた支援を伝える場（これまでの支援経過や課題、成果を見える形で整理し伝え残していく）

年間でスケジュールを立てて、外部講師も招きながら、テーマを絞って様々な角度から支援の在り方やこれまでの歴史、当事者の想いを聞き伝える場を作ってきました。

「支援」とは、障害者が「自分らしい暮らし」を作っていくためのサポートをすること。障害者の多くは、自分の障害よりも、これまで置かれてきた環境や受けてきた差別から、様々なしんどさや不安、生きづらさを抱えています。その人の「生きづらさ」にしっかり寄り添い、「自分らしい暮らし」を組み立てていく、その手助けをしていくこと。その人が自分のペースで 1 歩ずつ進んでいく、歩んでいくことを、横に寄り添い支えていくこと。

日々の業務に追われ、しんどさだけが残ってしまうことがあります。私たちの役割は何なのか、常に考え、見失わないように。「当事者から学ぶ姿勢」を大切に☆しんどい時もあるけれど、わくわくしながら取り組める。そのための仕組みや考える場を、これからもみんなで作っていきたいと思います。

文責　石橋

☘☘☘制度のア•レ•コ•レ☘☘☘

バリアフリー法とまちづくり条例

最近、スーパーやコンビニに車いすトイレが設置されることが増えてきて、バリアフリーな施設が増えてきたように感じます。これには、バリアフリー法や各自治体の条例が大きく関わっています。

バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)は、スーパーやコンビニをはじめとした建築物のバリアフリーについて定めています。学校や病院や店舗など不特定多数が利用するものを『特定建築物』と定め、その中でも特に高齢者や障害者が利用するものを『特別特定建築物』と定めています。『特別特定建築物』を新築・増築・改築・用途変更する場合、床面積 2000 ㎡以上であれば、高齢者や障害者が、移動や利用をしやすくする『建築物移動等円滑化基準(以下、『基準』と表記)』に適合させる義務が課せられます。2000 ㎡に満たない『特別特定建築物』や『特定建築物』は、適合させる努力義務が課せられます。

更に、各自治体の条例によって、『特定建築物』を『特別特定建築物』扱いにしたり、『基準』が義務付けられる床面積を小さくしたり、『基準』に新たな項目を追加することが出来ます。大阪府の場合、大阪府福祉のまちづくり条例がそれにあたります。例えば、大阪府ではあらゆる規模の学校や病院、床面積 200 ㎡以上の店舗や飲食店、床面積 500 ㎡以上の劇場や映画館は、『基準』への適合が義務づけられています。

コンビニの店舗は、ほとんどの場合床面積 200 ㎡に満たないため、適合が義務付けられませんが、条例第 40 条第 1 項で、100 ㎡以上であれば、適合の努力義務及び市町村との事前協議が課せられることになっています。しかし、寄せられた情報によると、**車いすトイレが二階にあるにも関わらず、エレベーターが設置されていないコンビニが、一部存在する**というのです。当法人が位置する住吉区にも、既に存在することがわかっています。政令第十八条第 1 項第 2 号では、売り場から車いすトイレまでは、高齢者や障害者が円滑に移動出来るようにするよう定められています。努力義務とはいえ、何故、事前協議を経ても、このようなことがまかり通ってしまったのでしょうか。当事者スタッフのコラムにも取り上げられましたので、下記 QR コードから、併せてご覧頂けたらと思います。

文責：森嶋

お知らせコーナー

みんなのぬくぬく～交流スペース～

■次回ぬくぬくスケジュール■

３月１５日　４月１９日

地域の方へテイクアウト再開しました！

障害者福祉の動向

１２月１８日…北海道江差町の障害者 GH が入居者の結婚に不妊処置を条件化していることが発覚

１月２３日…強制不妊手術裁判で国の賠償責任を認める判決(熊本地裁)

２月１５日…八王子市の精神科病院の職員が患者の頭を殴ったとして逮捕

３月２２日…GH 追い出し裁判(大阪高裁)

３月２３日…強制不妊手術裁判(大阪高裁)

★ヘルパーさん大募集★

時給：1320 円～

勤務地：住吉区・西成区の一部

勤務日：週１日～OK!※応相談！

連絡先：ヘルプセンター・ホップ
住吉区長居１－３－１９ 和光第３ビル３F
TEL:０６－６６９４－５１４６
お気軽にお問い合わせください！

ホップの新人職員紹介

新しいスタッフが加わりました！
自己紹介をブログに載せています！

住吉区地域自立支援協議会

■障がい者の暮らし何でも相談■

日程：３月２２日(水)　１１時～１４時

場所：住吉区役所

＊コロナ流行のため、実施に関しては HP からご確認ください

住吉区地域自立支援協議会 HP

編集人・発行人

■編集人■

社会福祉法人あいえる協会ライフ・ネットワーク（生活介護事業所）

〒558-0004　大阪市住吉区長居東 3-8-25　ふぁみーゆ長居Ⅱ１F

ＴＥＬ：06-6607-8260　　ＦＡＸ：06-6607-5503

郵便振替口座　00960-5-137458　年間購読料 600 円（定価 100 円）

■発行人■

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ﾋﾞﾙ４F

社会福祉法人あいえる協会

法人本部
ヘルプセンター・ホップ
自立生活センター・まいど
グループホーム・あいえる
グループホームほんわか
ウィル
ライフ・ネットワーク
ピア・エンジン（分所）

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・5・6・8の日）発行